

所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車等の普及を促進し、二酸化炭素の排出量の削減を図り、もって脱炭素社会を実現することを目的とし、電気自動車等及び充放電設備の購入（リース契約を含む。以下同じ。）をした福祉施設に対し、必要な経費の一部として予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車等 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものであって、次に掲げるものをいう。

ア 電気自動車

イ 燃料電池自動車

ウ ミニカー又は超小型モビリティ

(2) 充放電設備 電気自動車等から電力を取り出し、及び電気自動車等に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC版」に基づく検定（CHAdeMO V2H protocol 認証）に合格しているものをいう。

(3) 福祉施設 次に掲げる施設をいう。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を実施する施設

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項、第14項若しくは第24項、第8条の2第1項、第12項若しくは第16項又は第115条の45に規定する事業を実施する施設

ウ 介護保険法第8条第25項に規定する施設

エ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設

オ 子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する地域型保育事業を実施する施設

(交付対象者)

第3条 この要綱における補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、福祉施設を運営する個人事業主又は法人（国及び地方公共団体並びにこれらに準ずるものを除く。）とする。

2 前項に定めるもののほか、交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 購入をする電気自動車等の所有者（当該電気自動車等を、所有権留保付ローンで購入（以下「ローン購入」という。）をする場合にあっては販売店、ファイナンス会社等、リース契約で使用する場合にあってはリース業者が所有者であることを含む。）及び使用者であること。
- (2) 市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）の滞納がないこと。
- (3) 暴力団（所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条第1号の暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号の暴力団員をいう。）若しくは暴力団関係者（同条例第3条第2項の暴力団関係者をいう。）でないこと。

（補助対象品目）

第4条 この要綱における補助金の交付の対象となる品目（以下「補助対象品目」という。）は、一般社団法人次世代自動車振興センターの実施するクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金において、補助対象として認定されている電気自動車等及び充放電設備とする。

- 2 電気自動車等については、自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けていない電気自動車等の購入をし、初度登録日の翌日から起算して1年を経過していないこととする。
- 3 充放電設備については、中古品でないこととする。
- 4 電気自動車等及び充放電設備の使用の本拠が所沢市内であることとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、交付対象者が運営する福祉施設の用に供する電気自動車等の購入費又は充放電設備の購入及び設置工事費とする。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象品目の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 電気自動車 1台につき300,000円
- (2) 燃料電池自動車 1台につき500,000円
- (3) ミニカー又は超小型モビリティ 1台につき100,000円
- (4) 充放電設備 1設備につき100,000円

（事前申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、電気自動車等若しくは充放電設備の購入に係る契約又は充放電設備の設置工事に係る請負契約を締結するときは、事前に所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の受付は、当該申請を行う年度の4月1日（当該日が休日（所沢市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）

に当たるときは、その翌日）から翌年の2月末日（当該日が休日に当たるときは、その翌日）までの期間に行うものとする。ただし、前項の規定による申請を受けた補助金の額の合計が補助金交付のための予算の額に達したときは、受付を終了するものとする。
（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金について、交付を決定したときは所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請を却下したときは所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金申請却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更）

第9条 前条の規定による決定を受けた申請者は、当該決定を受けた補助対象品目の内容を変更しようとするときは、所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金変更申請書（様式第4号）に必要書類を添付して、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 前項の申請があったときは、前条の規定を準用する。

（補助金の請求）

第10条 第8条（前条第2項の規定により準用する場合を含む。）による決定を受けた申請者は、電気自動車等の購入又は充放電設備の購入及び設置を完了し、補助金の交付を受けようとするときは、次の書類を添えて、所沢市福祉施設電気自動車等導入完了報告書兼導入費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者に交付された所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付決定通知書
- (2) 電気自動車等の場合は、自動車検査証の写し又は標識交付証明書の写し
- (3) 契約書、注文書等当該電気自動車等又は充放電設備の購入に係る契約が確認できる書面の写し
- (4) 購入に係る内訳が記載された書面及びその領収書の写し（ローン購入又はリース契約による支払い分にあつては、引渡しまでに支払うべき金員の領収書の写し）
- (5) 保管又は設置場所において撮影した写真（電気自動車等の場合は、自動車登録番号標の運輸支局又はその自動車検査登録事務の所在を示す文字が所沢であることが確認できるものに限る。）
- (6) ローン購入又はリース契約において車検証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車損害賠償責任保険証明書の写し
- (7) 個人事業主の場合は、開業届、青色申告書、賃貸契約書等事業内容が確認できる書面の写し
- (8) 法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の請求を行うことができる期間は、毎年度市長が別に定める。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条第1項の所沢市福祉施設電気自動車等導入完了報告書兼導入費補助金交付請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る事業が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、当該申請者に対し補助金を交付する。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第14条の規定による処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。
- (3) 申請者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により当該申請者に対し通知する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の一部又は全部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による返還を命ぜられたときは、これを市に返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象となった電気自動車等をその初度登録日から別表第1に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)内に処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、使用の本拠を市外へ変更し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。)をしようとするときは、あらかじめ所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金に係る財産処分承認申請書(様式第7号)、処分する車両の自動車検査証の写し及び財産を処分する日を確認することができる書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請を行った者に対し所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金に係る財産処分承認通知書(様式第8号)により通知する。

3 市長は、第1項の規定による申請をした者について正当な理由がないと認めるときは、所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金に係る財産処分不承認通知書(様式第9号)により当該申請者に通知する。

4 市長は、第2項の承認をする場合においては、別表第2に定める方法により算出した額の返還を請求するものとする。

5 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による請求を受けたときは、これを市に納付し

なければならない。

6 前項の規定に関わらず、当該処分が天災その他やむを得ない事由によるときは、市長は、返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第14条関係)

補助対象品目	期間
電気自動車	4年
燃料電池自動車	4年
ミニカー	3年
超小型モビリティ	4年
充放電設備	5年

別表第2 (第14条関係)

$$\text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{財産処分制限期間}} \right) = \text{返還額}$$

※ 経過期間は、初度登録日から所有権移転日(売却又は下取りの場合は、引渡日又は入庫日)までの月数で計算する。例えば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となる。処分制限期間も、月数(1か月未満は、切り捨てる。)で計算する。

※ 返還額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付申請書

(宛先) 所沢市長

(申請者)

所在地	〒
ふりがな	
申請者名	
電話番号	

所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金の交付を受けたいので、所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

また、この補助金の申請に当たっては、所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定を遵守するとともに、補助金の認定に必要な範囲で、所沢市が住民記録情報及び税務情報を調査し、利用することを承諾します。

なお、当該年度内に納品又は工事完了ができなかった場合には、この申請は、取り下げたものとして扱うことに同意します。

記

補助対象品目 (□に✓を記入)	種類： <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> ミニカー <input type="checkbox"/> 超小型モビリティ <input type="checkbox"/> 充放電設備
	メーカー名：
	品名・型式：
納期又は完了予定日	年 月 日
補助金交付申請額	円

様式第 2 号

第 号
年 月 日

様

所沢市長



所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付決定通知書

先に申請のあった所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金について、所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付を決定します。

電気自動車等の引渡し又は充放電設備の工事が完了したら関係書類を添えて請求をしてください。

記

1 対象品目

種 類 : _____

メーカー名 : _____

品名・型式 : _____

2 補助金交付金額

_____ 円

様式第 3 号

第 号
年 月 日

様

所沢市長



所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金申請却下決定通知書

先に申請のあった所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金について、所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記の理由により申請を却下することに決定したので通知します。

記

1 対象品目

種 類 : _____

メーカー名 : _____

品名・型式 : _____

2 理由

所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金変更申請書

(宛先) 所沢市長

(申請者)

所在地	〒
ふりがな	
申請者名	
電話番号	

先に交付の決定を受けた所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金について、所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記の理由で対象品目を変更したいので申請します。

記

補助対象品目 (□に✓を記入)	種類： <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> ミニカー <input type="checkbox"/> 超小型モビリティ <input type="checkbox"/> 充放電設備
	メーカー名：
	品名・型式：
納期又は完了予定日	年 月 日
補助金交付申請額	円
変更理由	

様式第5号

年 月 日

所沢市福祉施設電気自動車等導入完了報告書

兼導入費補助金交付請求書

(宛先) 所沢市長

(請求者)

所在地	〒
ふりがな	
請求者名	
電話番号	

所沢市福祉施設電気自動車等の導入を完了したので、所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて報告するとともに、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	円
---------	---

上記請求額を次の口座に振り込んでください。

振 込 指 定 口 座	銀行・信用組合		本店
	信用金庫・農協		支店・出張所
	預金種目	普通・当座	口座番号
	フリガナ		
口座	口座名義人		

※ 口座名義人は、請求者の口座に限ります。

様式第6号

第 号
年 月 日

様

所沢市長



所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で通知した所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付決定について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、通知します。

記

1 対象品目

種 類 : _____

メーカー名 : _____

品名・型式 : _____

2 理由

3 補助金交付決定取消金額

_____ 円

様式第8号

第 号
年 月 日

様

所沢市長



所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金に係る

財産処分承認通知書

先に申請のあった所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金に係る財産処分について、所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 交付決定年月日及び番号

年 月 日付け 第 号

2 対象品目

種類: _____

メーカー名: _____

品名・型式: _____

3 返還金額

_____ 円

※ 返還金額は、同封の納付書により、納付書裏面の金融機関において、記載の納期限までに納めてください。

様式第9号

第 号
年 月 日

様

所沢市長



所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金に係る

財産処分不承認通知書

先に申請のあった所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金に係る財産処分について、所沢市福祉施設電気自動車等導入費補助金交付要綱第14条第3項の規定により、不承認としましたので通知します。

記

- 1 交付決定年月日及び番号
年 月 日付け 第 号
- 2 対象品目
種類：_____
メーカー名：_____
品名・型式：_____
- 3 不承認の理由
- 4 その他